

議 会 運 営 委 員 会

令和7年11月25日（火）

1 令和7年第4回葛飾区議会定例会の開催について

(1) 区長発言（要旨）について（別紙）

(2) 付議事件案について（別紙）

予算案	1 件
条例案	5 件
契約案	1 3 件
人事案	3 件
その他	1 件 [計 2 3 件]

(3) 会期について（別紙） 令和7年12月3日(水)～12月17日(水) 15日間

(4) 区政一般質問について 順 序 自民党／公明党／区民連／共産党／か立憲／
みらい／無所属

持ち時間 自民党： 45分／公明党： 40分／
区民連： 30分／共産党： 30分／
か立憲： 25分／みらい： 25分／
無所属：各20分

通告締切 11月28日(金) 午後2時

(5) 請願等について 初日付託 12月1日(月) 受付分まで

(6) 意見書等の提出について 件名・案文締切 12月1日(月) 午後4時

(7) 署名議員 4 番 菅 野 勇 人 議員

5 番 鈴 木 信 行 議員

3 9 番 大 高 拓 議員

2 そ の 他

(1) 専決処分の報告について（別紙）

(2) 葛飾区議会が管理する情報の公開に関する規程の一部を改正する規程について（別紙）

(3) LINEWORKSを活用した「令和7年度葛飾区議会防災訓練」の実施について（別紙）

【次回日程】12月2日（火）議会運営委員会理事会 午後1時／議会運営委員会 午後2時

令和7年度第三次補正予算（案）の概要

1 補正規模

（単位：千円）

会 計 名	補正前の予算額	補 正 額	補正後の予算総額
一 般 会 計	268,587,777	2,541,758	271,129,535
合 計	268,587,777	2,541,758	271,129,535

2 補正事項

一般会計（第3号）

（1）歳入 2,541,758千円

国 庫 支 出 金	268,827千円	・ 特別障害者手当等給付費 ・ 防災まちづくり拠点施設整備費 ・ 子ども・子育て支援交付金 ・ 密集住宅市街地整備促進事業費
都 支 出 金	247,640千円	・ 防災公園整備支援事業費 ・ 子ども家庭支援包括事業費 ・ とうきょうママパパ応援事業費 ・ 保育所等物価高騰緊急対策事業費 ・ 農業振興費 ・ 密集住宅市街地整備促進事業費
繰 入 金	1,420,287千円	・ 財政調整基金繰入金
繰 越 金	605,004千円	

（2）歳出 2,541,758千円

過誤納返還事務経費	25,698千円	・ 過誤納返還金
心身障害者手当支給 事 業 経 費	46,788千円	・ 心身障害者手当国制度分 （特別障害者手当）
障害者福祉センター等 管 理 運 営 経 費	0千円	・ 子ども発達センター水元分室移転経費 （改修設計委託費（債務負担行為補正））

総務事務経費 （高齢者福祉費）	9, 925千円	・介護施設等物価高騰緊急対策費助成 ・介護老人保健施設大規模改修費助成 （債務負担行為設定）
出産・子育て支援事業経費	106, 816千円	・産後ケア事業経費 （短期入所型ケア経費、通所型ケア経費、 居宅訪問型ケア経費）
認証保育所運営 助成等経費	23, 508千円	・私立幼稚園助成経費 （業務負担軽減支援事業費、 物価高騰緊急対策費助成） ・認証保育所運営費助成 （業務負担軽減支援事業費、 物価高騰緊急対策費助成） ・認可外保育施設利用者負担軽減等助成経費 （物価高騰緊急対策費助成）
私立児童福祉施設 措置等経費	119, 304千円	・私立保育所運営費助成 （業務負担軽減支援事業費、 物価高騰緊急対策費助成） ・私立幼稚園運営費助成 （物価高騰緊急対策費助成） ・認定こども園運営費助成 （業務負担軽減支援事業費、 物価高騰緊急対策費助成） ・家庭的保育事業運営費助成 （業務負担軽減支援事業費、 物価高騰緊急対策費助成） ・小規模保育事業運営費助成 （業務負担軽減支援事業費、 物価高騰緊急対策費助成） ・障害児入所施設等措置経費 （物価高騰緊急対策費助成） ・児童養護施設等措置費共同経理負担金 （物価高騰緊急対策費負担金）
総務事務経費 （産業振興費）	1, 421, 077千円	・人材確保・定着支援事業費助成経費 ・物価高騰緊急対策支援金支給事業経費 （支援金、支給事務費） （繰越明許費設定）
農業振興事業経費	3, 000千円	・農地保全支援事業経費 （未来に残す東京の農地プロジェクト事業費助成）
密集住宅市街地 整備促進事業経費	241, 999千円	・東立石地区密集住宅市街地整備促進事業経費 （道路・公園用地取得費） ・堀切地区密集住宅市街地整備促進事業経費 （道路用地取得費）

川を活かした街づくり 事業経費	26,600千円	・中川かわまちづくり事業経費 (金町拠点照明設備等整備工事費 (債務負担行為設定))
地域の身近な公園整備経費	324,667千円	・(仮称)新小岩一丁目公園整備経費 (用地取得費)
屋内温水プール建設経費	8,690千円	・(仮称)お花茶屋地区屋内温水プール建設経費 (基本・実施設計委託費)
校舎建設経費 (小学校費)	180,700千円	・道上小学校改築経費 (外構整備工事費(債務負担行為補正)) ・二上小学校改築経費 (改築工事費) ・柴又小学校・東柴又小学校改築経費 (解体工事費(債務負担行為設定))
放課後支援事業経費	2,986千円	・学童保育クラブ運営助成経費 (物価高騰緊急対策事業)

令和7年第4回葛飾区議会定例会付議事件の概要

予 算 案	1 件
条 例 案	5 件
契 約 案	13件
人 事 案	3 件
<u>その他案</u>	<u>1 件</u>
計	23件

1 令和7年度葛飾区一般会計補正予算（第3号）

（1）提案理由

既定の予算調製後に生じた事項につき、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、補正予算を調製し、議会に提出するもの

（2）予算の概要

別紙のとおり

2 葛飾区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

（1）制定理由及び概要

児童福祉法の改正に伴い、葛飾区における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの

（2）施行日

公布の日

3 葛飾区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例

（1）制定理由

住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めるもの

（2）概要

ア 区、区民、住宅宿泊事業者等及び宿泊者の責務を定めること。

イ 住宅宿泊事業の実施の制限について定めること。

ウ 苦情等への対応について定めること。

エ 届出住宅の公表について定めること。

オ 指導、勧告及び業務改善命令について定めること。

カ 違反者の公表について定めること。

（3）施行日

令和8年4月1日

4 葛飾区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

（1）改正理由

衛生に必要な措置及び生活環境の悪化防止のため、営業者の遵守事項に宿泊者の滞在期間

中に営業従事者を常駐させる等の事項を加えるほか、所要の改正をするもの

(2) 概要

ア 営業者の遵守事項に宿泊者の滞在期間中に営業従事者を常駐させる等の事項を加えること。

イ 施設の構造設備の基準に営業従事者が常駐できるための設備を設ける等の基準を加えること。

ウ 措置命令について定めること。

エ 違反者の公表について定めること。

(3) 施行日

令和8年4月1日

5 葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び概要

柴又公園を拡張するもの

(2) 施行日

葛飾区規則で定める日

6 葛飾区立学校設置に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び概要

柴又小学校と東柴又小学校を統合し、校名をしばまた小学校とするもの

(2) 施行日

令和9年4月1日

7 (仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設電気設備工事請負契約締結について

(1) 工 事 件 名 (仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設電気設備工事

(2) 工 事 箇 所 葛飾区南水元三丁目 1646 番 5

(3) 契約の方法 施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

(4) 契約金額 5億5,843万7,000円

(5) 契約の相手 東京都葛飾区亀有四丁目6番11号

大豊・KHY建設共同企業体

構成員(代表者) 東京都葛飾区亀有四丁目6番11号

大豊電設株式会社

代表取締役 飯 塚 悦 永

構成員 東京都葛飾区西新小岩三丁目14番23号

有限会社KHYテクノ

代表取締役 眞 川 昭 夫

(6) 工 期 契約締結の日の翌日から令和9年11月30日まで

8 (仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設給排水衛生設備工事請負契約締結について

(1) 工 事 件 名 (仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設給排水衛生設備工事

(2) 工 事 箇 所 葛飾区南水元三丁目 1646 番 5

- (3) 契約の方法 施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約
- (4) 契約金額 5億85万2,000円
- (5) 契約の相手 東京都葛飾区西水元一丁目8番5号
水元・松崎建設共同企業体
構成員（代表者） 東京都葛飾区西水元一丁目8番5号
株式会社水元設備
代表取締役 鈴木 秀 樹
構成員 東京都葛飾区東水元一丁目18番15号
株式会社松崎工業
代表取締役 松 崎 健 一
- (6) 工 期 契約締結の日の翌日から令和9年11月30日まで

9 (仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設空調設備工事請負契約締結について

- (1) 工 事 件 名 (仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設空調設備工事
- (2) 工 事 箇 所 葛飾区南水元三丁目1646番5
- (3) 契約の方法 施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約
- (4) 契約金額 5億3,790万円
- (5) 契約の相手 東京都葛飾区西水元一丁目8番5号
水元・洞田貫建設共同企業体
構成員（代表者） 東京都葛飾区西水元一丁目8番5号
株式会社水元設備
代表取締役 鈴木 秀 樹
構成員 東京都葛飾区西亀有二丁目41番1号
有限会社洞田貫設備工業
取締役 榎 本 大 地
- (6) 工 期 契約締結の日の翌日から令和9年11月30日まで

10 (仮称) 葛飾区子ども未来プラザ白鳥電気設備工事請負契約締結について

- (1) 工 事 件 名 (仮称) 葛飾区子ども未来プラザ白鳥電気設備工事
- (2) 工 事 箇 所 葛飾区白鳥三丁目94番7及び8ほか
- (3) 契約の方法 施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約
- (4) 契約金額 2億8,710万円
- (5) 契約の相手 東京都葛飾区東立石四丁目45番5号
工藤・山中建設共同企業体
構成員（代表者） 東京都葛飾区東立石四丁目45番5号
工藤電業株式会社
代表取締役 工 藤 賢 作
構成員 東京都葛飾区白鳥四丁目2番2号
株式会社山中電機
代表取締役 山 中 義 明
- (6) 工 期 契約締結の日の翌日から令和10年1月21日まで

11 (仮称)葛飾区子ども未来プラザ白鳥空調設備工事請負契約締結について

- (1) 工 事 件 名 (仮称)葛飾区子ども未来プラザ白鳥空調設備工事
- (2) 工 事 箇 所 葛飾区白鳥三丁目 94 番 7 及び 8 ほか
- (3) 契約の方法 施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約
- (4) 契 約 金 額 2 億 5,256 万円
- (5) 契約の相手 東京都葛飾区西亀有四丁目 13 番 6 号
東和・洞田貫建設共同企業体
構成員(代表者) 東京都葛飾区西亀有四丁目 13 番 6 号
株式会社東和エンジニアリング
代表取締役 山 村 憲 二
構成員 東京都葛飾区西亀有二丁目 41 番 1 号
有限会社洞田貫設備工業
取締役 榎 本 大 地
- (6) 工 期 契約締結の日の翌日から令和 10 年 1 月 21 日まで

12 葛飾区立宝木塚小学校電気設備工事請負契約締結について

- (1) 工 事 件 名 葛飾区立宝木塚小学校電気設備工事
- (2) 工 事 箇 所 葛飾区宝町二丁目 29 番 23 号
- (3) 契約の方法 施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約
- (4) 契 約 金 額 6 億 2,854 万円
- (5) 契約の相手 東京都葛飾区奥戸六丁目 11 番 2 号
高野・サイジング建設共同企業体
構成員(代表者) 東京都葛飾区奥戸六丁目 11 番 2 号
高野電気工業株式会社
代表取締役 高 野 大 吾
構成員 東京都葛飾区東新小岩八丁目 40 番 1 号
株式会社テクノサイジング
代表取締役 齋 藤 剛
- (6) 工 期 契約締結の日の翌日から令和 10 年 10 月 31 日まで

13 葛飾区立宝木塚小学校給排水衛生設備工事請負契約締結について

- (1) 工 事 件 名 葛飾区立宝木塚小学校給排水衛生設備工事
- (2) 工 事 箇 所 葛飾区宝町二丁目 29 番 23 号
- (3) 契約の方法 施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約
- (4) 契 約 金 額 3 億 7,257 万円
- (5) 契約の相手 東京都葛飾区西亀有四丁目 13 番 16 号
昭和・上下建設共同企業体
構成員(代表者) 東京都葛飾区西亀有四丁目 13 番 16 号
昭和設備株式会社
代表取締役 積 田 鉄 也

構成員 東京都葛飾区東金町四丁目 23 番 12 号

上下水道促進工業株式会社

代表取締役 白 倉 慎 吾

(6) 工 期 契約締結の日の翌日から令和 10 年 10 月 31 日まで

14 葛飾区立宝木塚小学校空調設備工事請負契約締結について

(1) 工 事 件 名 葛飾区立宝木塚小学校空調設備工事

(2) 工 事 箇 所 葛飾区宝町二丁目 29 番 23 号

(3) 契約の方法 施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

(4) 契約金額 6 億 4,207 万円

(5) 契約の相手 東京都葛飾区西亀有四丁目 13 番 16 号

昭和・東和建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都葛飾区西亀有四丁目 13 番 16 号

昭和設備株式会社

代表取締役 積 田 鉄 也

構成員 東京都葛飾区西亀有四丁目 13 番 6 号

株式会社東和エンジニアリング

代表取締役 山 村 憲 二

(6) 工 期 契約締結の日の翌日から令和 10 年 10 月 31 日まで

15 葛飾区地域産業振興会館受変電設備及び非常用発電設備改修工事請負契約締結について

(1) 工 事 件 名 葛飾区地域産業振興会館受変電設備及び非常用発電設備改修工事

(2) 工 事 箇 所 葛飾区青戸七丁目 2 番 1 号

(3) 契約の方法 施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

(4) 契約金額 2 億 1,670 万円

(5) 契約の相手 東京都葛飾区東立石四丁目 45 番 5 号

工藤・山中建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都葛飾区東立石四丁目 45 番 5 号

工藤電業株式会社

代表取締役 工 藤 賢 作

構成員 東京都葛飾区白鳥四丁目 2 番 2 号

株式会社山中電機

代表取締役 山 中 義 明

(6) 工 期 契約締結の日の翌日から令和 9 年 3 月 15 日まで

16 葛飾区奥戸総合スポーツセンター温水プール館等受変電設備及び低圧幹線等改修工事請負契約締結について

(1) 工 事 件 名 葛飾区奥戸総合スポーツセンター温水プール館等受変電設備及び低圧幹線等改修工事

(2) 工 事 箇 所 葛飾区高砂一丁目 2 番 1 号

(3) 契約の方法 施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

- (4) 契約金額 3億316万円
- (5) 契約の相手 東京都葛飾区東新小岩八丁目40番1号
サイシング・高野建設共同企業体
構成員（代表者） 東京都葛飾区東新小岩八丁目40番1号
株式会社テクノサイシング
代表取締役 齋 藤 剛
構成員 東京都葛飾区奥戸六丁目11番2号
高野電気工業株式会社
代表取締役 高 野 大 吾
- (6) 工 期 契約締結の日の翌日から令和9年3月15日まで

17 葛飾区立二上小学校既存校舎ほか1解体工事請負契約締結について

- (1) 工 事 件 名 葛飾区立二上小学校既存校舎ほか1解体工事
- (2) 工 事 箇 所 葛飾区東新小岩七丁目18番1号
- (3) 契約の方法 施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約
- (4) 契約金額 4億8,720万8,700円
- (5) 契約の相手 東京都葛飾区柴又二丁目12番10号
株式会社誠和土木
代表取締役 麻 生 悟
- (6) 工 期 契約締結の日の翌日から令和9年10月15日まで

18 都市計画道路補助第276号線（一口橋南）整備（その3）及び排水施設（その2）工事請負契約締結について

- (1) 工 事 件 名 都市計画道路補助第276号線（一口橋南）整備（その3）及び排水施設（その2）工事
- (2) 工 事 箇 所 葛飾区高砂二丁目10番先から細田三丁目37番先まで
- (3) 契約の方法 施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約
- (4) 契約金額 4億7,377万円
- (5) 契約の相手 東京都葛飾区東新小岩七丁目24番12号
尾花興業株式会社
代表取締役 尾 花 弘 行
- (6) 工 期 契約締結の日の翌日から令和10年2月17日まで

19 水元小合溜河川環境改善（污泥処理設備改修等）工事請負契約締結について

- (1) 工 事 件 名 水元小合溜河川環境改善（污泥処理設備改修等）工事
- (2) 工 事 箇 所 葛飾区水元公園8番3号
- (3) 契約の方法 施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約
- (4) 契約金額 3億470万円
- (5) 契約の相手 東京都中央区銀座七丁目14番1号
荏原実業株式会社
代表取締役 石 井 孝

(6) 工 期 契約締結の日の翌日から令和9年3月31日まで

20 葛飾区体育施設の指定管理者の指定について

(1) 施 設 の 名 称 葛飾区小菅西公園運動場

(2) 指定管理者の名称等 東京都新宿区西新宿三丁目1番4号

住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体
構成員（代表者）

東京都新宿区西新宿三丁目1番4号

住友不動産エスフォルタ株式会社

代表取締役 内木場 浩 二

構成員

東京都新宿区新宿四丁目2番10号 第二喜多ビル

東洋管財株式会社

代表取締役社長 藤 代 弘

(3) 指 定 の 期 間 令和8年2月5日から令和11年3月31日まで

葛飾区副区長の選任同意方について（依頼）

(1) 任期を満了する者

植 竹 貴

(2) 任期満了日

令和8年1月9日

葛飾区農業委員会委員の任命同意方について（依頼）

(1) 辞任した委員

高 木 信 明

(2) 辞任日

令和7年10月16日

葛飾区農業委員会委員の任命同意方について（依頼）

(1) 辞任した委員

岩田 よしかず

(2) 辞任日

令和7年10月16日

令和7年第4回葛飾区議会定例会（案）

月	日	曜	議 会 日 程 等
11月	19日	水	議会運営委員会理事会・議会運営委員会（件名報告）
	20日	木	（常任委員会）
	21日	金	（常任委員会）
	22日	土	
	23日	日	
	24日	月	
	25日	火	議会運営委員会理事会・議会運営委員会（議案説明）
	26日	水	（議案送付）
	27日	木	
	28日	金	一般質問通告締切
	29日	土	
	30日	日	
12月	1日	月	請願等締切・意見書等件名及び案文締切
	2日	火	議会運営委員会理事会・議会運営委員会
	3日	水	本 会 議
	4日	木	第（本 会 議）
	5日	金	4 保 健 福 祉 委 員 会
	6日	土	回
	7日	日	定
	8日	月	例 建 設 環 境 委 員 会
	9日	火	会 文 教 委 員 会
	10日	水	総 務 委 員 会
	11日	木	新庁舎整備・現庁舎跡地活用特別委員会
	12日	金	（ 危 機 管 理 対 策 特 別 委 員 会
	13日	土	15
	14日	日	日
	15日	月	間 地 域 交 通 政 策 推 進 特 別 委 員 会
	16日	火	（ 議会運営委員会理事会・議会運営委員会
	17日	水	本 会 議

葛飾区議会が管理する情報の公開に関する規程の一部を改正する
規程について

1 改正理由及び概要

葛飾区情報公開条例の改正に伴い、題名及び請求書等の様式の名称を改めるほか、所要の改正をするもの

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 施行日

公布の日

葛飾区議会が管理する情報の公開に関する規程新旧対照表

現 行	改正案
<u>葛飾区議会が管理する情報の公開に関する規程</u> 平成 13 年 3 月 29 日 議決 改正 平成 28 年 3 月 28 日 議会規程第 1 号 平成 29 年 10 月 3 日 議会規則第 1 号 令和 5 年 3 月 29 日 議会規程第 2 号 (目的) 第 1 条 この規程は、葛飾区情報公開条例（平成 4 年葛飾区条例第 30 号。以下「条例」という。）の定めるところにより、葛飾区議会（以下「議会」という。）が管理する<u>情報の公開</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (請求書等) 第 2 条 条例第 6 条第 1 項の請求書は、<u>情報公開請求書</u>とする。 2 条例第 6 条第 1 項第 3 号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 公開請求の年月日 (2) 求める<u>情報</u>の公開の方法 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、議長が特に必要と認めた事項 <u>(情報公開決定通知書等)</u> 第 3 条 条例第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各	<u>葛飾区議会が管理する公文書の公開に関する規程</u> 平成 13 年 3 月 29 日 議決 改正 平成 28 年 3 月 28 日 議会規程第 1 号 平成 29 年 10 月 3 日 議会規則第 1 号 令和 5 年 3 月 29 日 議会規程第 2 号 令和 7 年 月 日 議会規程第 号 (目的) 第 1 条 この規程は、葛飾区情報公開条例（平成 4 年葛飾区条例第 30 号。以下「条例」という。）の定めるところにより、葛飾区議会（以下「議会」という。）が管理する<u>公文書の公開</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (請求書等) 第 2 条 条例第 6 条第 1 項の請求書は、<u>公文書公開請求書</u>とする。 2 条例第 6 条第 1 項第 3 号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 公開請求の年月日 (2) 求める<u>公文書</u>の公開の方法 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、議長が特に必要と認めた事項 <u>(公文書公開決定通知書等)</u> 第 3 条 条例第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各

号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 条例第 7 条第 1 項の規定により情報の全部を公開する旨の決定をした場合 情報公開決定通知書
- (2) 条例第 7 条第 1 項及び第 10 条の規定により情報の一部を公開する旨の決定をした場合 情報一部公開決定通知書
- (3) 条例第 7 条第 2 項の規定により情報の全部を公開しない旨の決定をした場合（次号及び第 5 号に掲げる場合を除く。） 情報非公開決定通知書
- (4) 条例第 7 条第 2 項の規定により情報を保有していない旨の決定をした場合（条例第 16 条の規定により公開請求に係る情報に条例が適用されない場合を含む。） 情報不存在決定通知書
- (5) 条例第 10 条の 3 の規定により公開請求を拒否する旨の決定をした場合 情報公開拒否通知書

（決定期間延長の理由等）

第 3 条の 2 条例第 7 条の 2 第 2 項のやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 公開請求に係る情報に多量の文書が含まれる等の合理的な理由により、公開決定等をするのに日数を要すること。
- (2) 条例第 7 条の 4 第 1 項又は第 2 項に規定する手続をする必要があるため、公開決定等をするのに日数を要すること。

号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 条例第 7 条第 1 項の規定により公文書の全部を公開する旨の決定をした場合 公文書公開決定通知書
- (2) 条例第 7 条第 1 項及び第 10 条第 1 項の規定により公文書の一部を公開する旨の決定をした場合 公文書一部公開決定通知書
- (3) 条例第 7 条第 2 項の規定により公文書の全部を公開しない旨の決定をした場合（次号及び第 5 号に掲げる場合を除く。） 公文書非公開決定通知書
- (4) 条例第 7 条第 2 項の規定により公文書を保有していない旨の決定をした場合（条例第 16 条の規定により公開請求に係る公文書に条例が適用されない場合を含む。） 公文書不存在決定通知書
- (5) 条例第 10 条の 3 の規定により公開請求を拒否する旨の決定をした場合 公文書公開拒否通知書

（決定期間延長の理由等）

第 3 条の 2 条例第 7 条の 2 第 2 項のやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 公開請求に係る公文書が多量であること等の合理的な理由により、公開決定等をするのに日数を要すること。
- (2) 条例第 7 条の 4 第 1 項又は第 2 項に規定する手続をする必要があるため、公開決定等をするのに日数を要すること。

(3) 災害の発生、一時的な事務量の増大等の理由により、短期間に公開決定等を行うことが困難であること。 (4) 年末年始の執務を行わない日が含まれる等の理由により、短期間に公開決定等を行うことが困難であること。 2 条例第7条の2第2項の規定による通知は、<u>情報公開決定期間延長通知書</u>により行うものとする。 (特例延長通知) 第3条の3 条例第7条の3の規定による通知は、<u>情報公開決定期間特例延長通知書</u>により行うものとする。 (第三者に対する意見提出の機会の付与等) 第3条の4 条例第7条の4第1項の実施機関が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 公開請求の年月日 (2) 公開請求に係る<u>情報</u>に含まれる当該第三者に関する情報の内容 (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限 2 条例第7条の4第2項の実施機関が別に定める事項は、前項に規定する事項並びに同条第2項第1号又は第2号の適用の区分及び当該規定を適用する理由とする。 3 条例第7条の4第1項又は第2項の規定による通知は、第三者情報意見照会書により行うものとする。ただし、同条第1項の規定による通知を行う場合において、議長が当該通知を書面に	(3) 災害の発生、一時的な事務量の増大等の理由により、短期間に公開決定等を行うことが困難であること。 (4) 年末年始の執務を行わない日が含まれる等の理由により、短期間に公開決定等を行うことが困難であること。 2 条例第7条の2第2項の規定による通知は、<u>公文書公開決定期間延長通知書</u>により行うものとする。 (特例延長通知) 第3条の3 条例第7条の3の規定による通知は、<u>公文書公開決定期間特例延長通知書</u>により行うものとする。 (第三者に対する意見提出の機会の付与等) 第3条の4 条例第7条の4第1項の実施機関が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 公開請求の年月日 (2) 公開請求に係る<u>公文書</u>に含まれる当該第三者に関する情報の内容 (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限 2 条例第7条の4第2項の実施機関が別に定める事項は、前項に規定する事項並びに同条第2項第1号又は第2号の適用の区分及び当該規定を適用する理由とする。 3 条例第7条の4第1項又は第2項の規定による通知は、第三者情報意見照会書により行うものとする。ただし、同条第1項の規定による通知を行う場合において、議長が当該通知を書面に
--	---

より行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

- 4 条例第7条の4第1項及び第2項の意見書は、第三者情報意見回答書とする。
- 5 議長は、第三者から第三者情報意見回答書の返送がないとき又は口頭で回答することを希望する旨の申出があったときは、第三者の意見を口頭により聴取し、第三者情報意見聴取書に記録するものとする。
- 6 条例第7条の4第3項の規定による通知は、第三者情報公開決定等結果通知書により行うものとする。

(情報の公開の実施等)

第4条 文書、図画又は写真の閲覧の方法は、当該文書、図画又は写真（条例第8条第2項の規定が適用される場合にあつては、次項第1号に規定するもの）の閲覧とする。

- 2 文書、図画又は写真の写しの交付の方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。ただし、第2号及び第3号に掲げる方法にあつては、議長がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、1の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により当該文書、図画又は写真の公開を実施することができる場合に限る。

- (1) 当該文書、図画又は写真を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に白黒で複写したもの（当該

より行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

- 4 条例第7条の4第1項及び第2項の意見書は、第三者情報意見回答書とする。
- 5 議長は、第三者から第三者情報意見回答書の返送がないとき又は口頭で回答することを希望する旨の申出があったときは、第三者の意見を口頭により聴取し、第三者情報意見聴取書に記録するものとする。
- 6 条例第7条の4第3項の規定による通知は、第三者情報公開決定等結果通知書により行うものとする。

(公文書の公開の実施等)

第4条 文書、図画又は写真の閲覧の方法は、当該文書、図画又は写真（条例第8条第2項の規定が適用される場合にあつては、次項第1号に規定するもの）の閲覧とする。

- 2 文書、図画又は写真の写しの交付の方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。ただし、第2号及び第3号に掲げる方法にあつては、議長がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、1の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により当該文書、図画又は写真の公開を実施することができる場合に限る。

- (1) 当該文書、図画又は写真を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に白黒で複写したもの（当該

文書、図画又は写真の大きさがA3判を超える場合にあっては、A3判以下の大きさの用紙に分割し、又は縮小して白黒で複写したもの（これらにより難い場合にあっては日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の大きさの用紙に複写したもの）の交付

(2) 当該文書、図画又は写真を複写機によりA3判以下の大きさの用紙にカラーで複写したもの（当該文書、図画又は写真の大きさがA3判を超える場合にあっては、A3判以下の大きさの用紙に分割し、又は縮小してカラーで複写したもの）の交付

(3) 当該文書、図画又は写真をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクその他の記録媒体（電磁的記録を記録する記録媒体をいう。以下同じ。）に複製したものの交付

3 フィルムの公開は、当該フィルムの視聴により行うものとする。

4 電磁的記録の公開は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 音声データ 次のいずれかの方法

ア 反訳したものを日本産業規格A列4番の大きさの用紙に出力したものの交付

イ 光ディスクその他の記録媒体に複製したものの交付

(2) 画像データ及び映像データ 次のいずれかの方法

文書、図画又は写真の大きさがA3判を超える場合にあっては、A3判以下の大きさの用紙に分割し、又は縮小して白黒で複写したもの（これらにより難い場合にあっては日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の大きさの用紙に複写したもの）の交付

(2) 当該文書、図画又は写真を複写機によりA3判以下の大きさの用紙にカラーで複写したもの（当該文書、図画又は写真の大きさがA3判を超える場合にあっては、A3判以下の大きさの用紙に分割し、又は縮小してカラーで複写したもの）の交付

(3) 当該文書、図画又は写真をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクその他の記録媒体（電磁的記録を記録する記録媒体をいう。以下同じ。）に複製したものの交付

3 フィルムの公開は、当該フィルムの視聴により行うものとする。

4 電磁的記録の公開は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 音声データ 次のいずれかの方法

ア 反訳したものを日本産業規格A列4番の大きさの用紙に出力したものの交付

イ 光ディスクその他の記録媒体に複製したものの交付

(2) 画像データ及び映像データ 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により表示し、又は再生したものの視聴（画像データにあっては、A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧を含む。）

イ 光ディスクその他の記録媒体に複製したもの（画像データにあっては、A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものを含む。）の交付

(3) 前 2 号に掲げるもの以外の電磁的記録 次のいずれかの方法であつて、議長がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 光ディスクその他の記録媒体に複製したものの交付

5 情報の写しの交付を行う場合の交付部数は、請求があつた情報の 1 件名につき 1 部とする。

第 4 条の 2 情報の公開は、職員の立会いのもとに行うものとする。

2 文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を閲覧し、又は視聴する方法により情報の公開を受けるものは、当該情報を丁寧に扱うとともに、汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

3 議長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認められる者に対しては、同項の方法による情報の公開を中止し、又は当該情報の公開を受けることを禁止することができる。

ア 電子計算機その他の専用機器により表示し、又は再生したものの視聴（画像データにあっては、A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧を含む。）

イ 光ディスクその他の記録媒体に複製したもの（画像データにあっては、A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものを含む。）の交付

(3) 前 2 号に掲げるもの以外の電磁的記録 次のいずれかの方法であつて、議長がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 光ディスクその他の記録媒体に複製したものの交付

5 公文書の写しの交付を行う場合の交付部数は、請求があつた公文書の 1 件名につき 1 部とする。

第 4 条の 2 公文書の公開は、職員の立会いのもとに行うものとする。

2 文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を閲覧し、又は視聴する方法により公文書の公開を受けるものは、当該公文書を丁寧に扱うとともに、汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

3 議長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認められる者に対しては、同項の方法による公文書の公開を中止し、又は当該公文書の公開を受けることを禁止することができる。

(写しにより公開する理由)

第4条の3 条例第8条第2項の相当の理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 条例第10条の規定により非公開情報に係る部分を除いて公開する場合において、原本により公開することが困難であること。
- (2) 公開請求に係る情報が、閲覧に供することにより日常の業務に支障を及ぼすおそれのある常用の台帳、帳簿等であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に議会の円滑な運営を確保する必要があること。

(葛飾区行政不服審査会に諮問をした旨の通知)

第4条の4 条例第13条第3項の規定による通知は、審査会諮問通知書により行うものとする。

(委任)

第5条 この規程における書類の様式その他議会が管理する情報の公開に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月28日議会規程第1号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年10月3日議会規則第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則 (令和5年3月29日議会規程第2号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(写しにより公開する理由)

第4条の3 条例第8条第2項の相当の理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 条例第10条の規定により非公開情報に係る部分を除いて公開する場合において、原本により公開することが困難であること。
- (2) 公開請求に係る公文書が、閲覧に供することにより日常の業務に支障を及ぼすおそれのある常用の台帳、帳簿等であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に議会の円滑な運営を確保する必要があること。

(葛飾区行政不服審査会に諮問をした旨の通知)

第4条の4 条例第13条第3項の規定による通知は、審査会諮問通知書により行うものとする。

(委任)

第5条 この規程における書類の様式その他議会が管理する公文書の公開に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月28日議会規程第1号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年10月3日議会規則第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則 (令和5年3月29日議会規程第2号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

付 則 (令和7年12月 日議会規程第 号)

この規程は、公布の日から施行する。